

―― 目 次 ――

① 申請方法について ―――P2

- Q1 申請方法は？
- Q2 申請時必要なものはありますか？
- Q3 申請書類はどこで入手できますか？
- Q4 代理申請はできますか？
- Q5 申請フォームからの申請の場合、申請書の押印は必要ないですか？
- Q6 予算上限に達し次第申請受付終了とのことですが、現在申請できるかどうかわかりますか？

② 対象要件と対象経費について ―――P3

- Q1 ハートマッチにいがたの登録をまだしていませんが、補助金の申請はできますか？
- Q2 ハートマッチにいがたの会員登録が初めてではない場合、対象になりますか？
- Q3 2年前ハートマッチにいがたの会員登録をしましたが、対象となりますか？
- Q4 新規登録で以前補助金の交付を受けましたが、更新が初めての場合、対象となりますか？
- Q5 ハートマッチにいがたの会員登録の際、キャンペーン等で会員登録料が通常のコストと異なりましたが、補助金額はいくらになりますか？

③ 必要書類について ―――P4

- Q1 燕市で納税証明書を発行できない場合はどうすればよいですか？
- Q2 領収書にはどのような項目が記載されていけばよいですか？
- Q3 オンライン申請のため、登録料支払いの領収書が出ませんが、どのようにしたらよいですか？

④ 交付決定について ―――P4

- Q1 申請書を提出してから交付決定にはどれくらいの時間がかかりますか？
- Q2 交付決定を受けた人は公表されますか？

⑤ 補助金交付（振り込み）について ―――P4

- Q1 補助金の振り込みはいつごろですか？
- Q2 現金を手渡しで受け取ることはできますか？

① 申請方法について

Q1 申請方法は？

A1 燕市役所3階13番窓口（地域振興課交流推進係）での申請または、燕市「新潟県婚活マッチングシステム」登録料補助金のホームページ内の申請フォームからの申請になります。

Q2 申請時必要なものはありますか？

A2 ・様式第1号_交付申請書兼請求書

- ・ハートマッチにいがたの登録料支払いに係る領収書の写し
- ・補助金振込口座の情報が分かる書類の写し

また、令和6年1月1日以後に燕市に転入した方または、令和5年1月2日以後に転入し令和6年4月～7月に申請する方については、前住所地で納税証明書を取得し、ご提出ください。

Q3 申請書類はどこで入手できますか？

A3 燕市役所3階13番窓口（地域振興課交流推進係）にてお渡しします。または、本補助金ホームページ《https://www.city.tsubame.niigata.jp/soshiki/kikaku_zaisei/2/21/17662.html》でPDFまたはWordファイルをダウンロード可能です。

Q4 代理申請はできますか？

A4 できません。申請者本人が申請してください。開庁時間中の来庁が難しい場合などは、本補助金ホームページ記載の申請フォームから申請ください。

Q5 申請フォームからの申請の場合、申請書の押印は必要ないですか？

A5 押印の必要はありません。押印の代わりに身分証明書の添付いただき、本人確認をします。

Q6 予算上限に達し次第申請受付終了とのことですが、現在申請できるかどうかわかりますか？

A6 受付状況については、申請前に地域振興課交流推進係（[TEL:0256-77-8364](tel:0256-77-8364)）へご確認ください。受付終了となった場合は、本補助金のホームページでお知らせします。

② 対象要件と対象経費について

Q1 ハートマッチにいがたの登録をまだしていませんが、補助金はできますか？

A1 ハートマッチにいがたの会員登録と登録料の支払後でないと申請はできません。

Q2 ハートマッチにいがたの会員登録が初めてではない場合、対象になりますか？

A2 会員登録の更新も対象となります。ただし、燕市「新潟県マッチングシステム」登録料補助金に過去申請したことがある場合は対象外となります。

Q3 2年前ハートマッチにいがたの会員登録をしましたが、対象となりますか？

A3 対象外です。令和6年4月1日から令和7年3月31日までに会員登録をし、登録料を支払った方が対象となります。

Q4 新規登録で以前補助金の交付を受けましたが、更新が初めての場合、対象となりますか？

A4 対象となりません。新規か更新どちらか一回のみの申請となります。

Q5 ハートマッチにいがたの会員登録の際、キャンペーン等で会員登録料が通常と異なりましたが、補助金額はいくらになりますか？

A5 通常と異なる場合でも、お支払いした金額を対象経費とし、1/2（100円未満切り捨て）となります。

③ 必要書類について

Q1 燕市に税情報がないため納税証明書が発行できない場合は？

A1 令和6年1月1日時点で燕市にお住まいでない場合は、転入前の市区町村で納税証明書を取得してください。令和5年1月2日から令和6年1月1日に燕市に転入し、8月以前に申請する方も、燕市で納税状況を確認することができませんので、転入前の市区町村で納税証明書を取得してください。

Q2 領収書にはどのような項目が記載されていればよいですか？

A2 支払者の氏名、金額、支払の内容、受領日（支払日）、支払先の記載が必要です。

Q3 オンライン申請のため、登録料支払いの領収書が出ませんが、どのようにしたらよいですか？

A3 振込を証明する書類をご提出ください。（オンライン面談時にも登録料振込を証明する書類が必要です。）

④ 交付決定について

Q1 申請書を提出してから交付決定にはどれくらいの時間がかかりますか？

A1 申請書を受理してから 概ね2週間程度で審査を行い「交付決定通知書」を郵送します。ただし、審査において不備が発見された場合や、申請内容に疑義が生じた場合は、地域振興課から申請者へ電話またはメールでご連絡させていただき、書類の訂正や追加提出をお願いすることがありますので、その場合は期間が2週間を超える場合があります。

Q2 交付決定を受けた人は公表されますか？

A2 個人情報保護のため、氏名などの公表はしません。

⑤ 補助金交付（振り込み）について

Q1 補助金の振り込みはいつごろですか？

A1 交付決定後、2週間ほど（申請書類をご提出いただいてから約1か月以内）でご指定の振込先へ振り込みます。振込日のご指定はできません。また、振込完了のお知らせは行いませんので、記帳いただくなどによりご確認ください。

Q2 現金を手渡しで受け取ることはできますか？

A2 できません。口座振込のみです。